

令和2年11月9日
海事局 海洋・環境政策課
総合政策局 海洋政策課

国際海運の気候変動対策に係る新たな国際ルールの導入について審議

～ 国際海事機関（IMO）第75回海洋環境保護委員会（11/16～20）の開催 ～

国際海事機関(IMO)[※]は、令和2年11月16日(月)～20日(金)にかけて、国際会議である第75回「海洋環境保護委員会」(議長:斎藤英明国土交通省大臣官房技術審議官)をWeb形式により開催し、国際海運の環境対策をグローバルに議論します。

今次会合では、日本主導による19か国の共同提案をベースとした新たなCO₂削減の国際ルールの導入等について審議します。

※ IMOは、船舶の安全・環境等に関する世界的な統一ルールを作る国際連合の専門機関です。第75回海洋環境保護委員会では、主に以下の事項が審議されます。(詳細は別紙1)

1. 国際海運の気候変動対策

- IMOは、①2030年までにCO₂排出量を40%以上削減(輸送量あたり、2008年比)、②2050年までにCO₂排出総量を50%以上削減(2008年比)、③今世紀中なるべく早期の排出ゼロ、を目標とし、その達成のため以下を含む各種対策を検討しています。

(1) 既存船のCO₂削減対策

- CO₂排出規制の対象外であった既存船に対する新たなCO₂削減の国際ルールを、MARPOL 条約附属書 VIの改正案として正式承認するための審議。(同国際ルール案は、日本主導による19か国・1団体の共同提案がベース) (詳細は別紙2)

(2) 国際海事研究開発基金(IMRF)の創設

- 複数の国際海運団体による、外航船舶に燃料消費量に応じた資金拠出を義務付け、国際的な研究開発等を支援するための基金(IMRF: International Maritime Research Fund)を創設する新制度の共同提案。(詳細は別紙3)

(日本は、本基金案の創設により、ゼロエミッション船の研究開発が促進されるとともに、グローバルな経済的手法(MBM: Market Based Measures)の早期導入のベースにもなると考えており、今次会合において、IMRFの議論に積極的に関与していきます。)

2. その他の審議事項

- MARPOL 条約附属書 I、船舶バラスト水規制管理条約及び船舶防汚方法規制条約(AFS条約)の改正等について審議予定。



<問合せ先> 代表 03-5253-8111
海事局 海洋・環境政策課 菊田、井島
直通:03-5253-8118 FAX:03-5253-1644
(内線:43-926、43-927)

総合政策局 海洋政策課 大西、小林
直通:03-5253-8266 FAX:03-5253-1549
(内線:24-362、24-376)